

問題11 不利益処分に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 行政手続法は、不利益処分について、処分庁が処分をするかどうかを判断するために必要な処分基準を定めたときは、これを相手方の求めにより開示しなければならない旨を規定している。
- 2 行政手続法は、不利益処分について、処分と同時に理由を提示すべきこととしているが、不服申立ての審理の時点で処分庁が当該処分の理由を変更できる旨を規定している。
- 3 行政手続法は、処分庁が金銭の納付を命じ、または金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするときは、聴聞の手續も弁明の機会の付与の手續もとる必要がない旨を規定している。
- 4 行政手続法は、処分庁が意見陳述のための手續をとることなく不利益処分をした場合、処分の名あて人は処分後に当該手續をとることを求めることができる旨を規定している。
- 5 行政手続法は、原則として聴聞の主宰者は処分庁の上級行政庁が指名する処分庁以外の職員に担当させるものとし、処分庁の職員が主宰者となること、および処分庁自身が主宰者を指名することはできない旨を規定している。